## センシティブ品目一覧表 (出所: EAC 共通対外関税率表 第2表 (EAC Common External Tariff, Schedule 2)

	HS code	品名概要	輸入関税率など
04.01		ミルクおよびクリーム(濃縮もしくは、砂糖や甘味料など添加したものを除く)	
	0401.10.00	脂肪分が重量で 1%を超えないもの	60%
	0401.20.00	脂肪分が重量で 1%を超えるが、6%を超えないもの	60%
	0401.40.00	脂肪分が重量で 6%を超えるが、10%を超えないもの	60%
	0401.50.00	脂肪分が重量で 10%を超えるもの	60%
04.02		ミルクおよびクリーム (濃縮したもの、砂糖や甘味料など添加したもの)	
	0402.10.00	粉末などの固体の形態で、脂肪分が重量で 1.5%を超えないもの	60%
	0402.21.00	砂糖など甘味料を添加していないもの	60%
	0402.29.00	その他	60%
	0402.91.00	砂糖など甘味料を添加していないもの	60%
	0402.99.00	その他	60%
04.03		バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他の	
		発酵させ又は酸性化したミルクおよびクリーム。(濃縮もしくは乾燥してある	
		かないか、又は砂糖、甘味料、香料、果実、ナッツ、ココアなどの添加物を含	
		んでいるかどうかを問わない。)	

	_	<del>-</del>	
	0403.20.00	ヨーグルト	60%
	0403.90.00	その他	60%
04.06		チーズと凝固したミルク	
	0406.10.00	フレッシュ (未熟または未硬化) チーズ、乳清チーズと凝固したミルクを含む。	60%
	0406.20.00	おろしチーズ、または粉チーズ	60%
	0406.30.00	プロセスチーズ(おろしチーズ及び粉チーズを除く)	60%
	0406.40.00	ブルーベインチーズなどアオカビを含むもの	60%
	0406.90.00	その他のチーズ	60%
10.05		メイズ(トウモロコシ)	
	1005.90.00	その他	50%
10.06		米	
	1006.10.00	もみ殻付き米	75%または 345 ドル/ト
			ンのいずれか高い方
	1006.20.00	玄米	75%または 345 ドル/ト
			ンのいずれか高い方
	1006.30.00	半精米または全精米	75%または 345 ドル/ト
			ンのいずれか高い方
	1006.40.00	砕米	75%または 345 ドル/ト
			ンのいずれか高い方

11.01		小麦粉またはメスリン粉	
	1101.00.00	小麦粉またはメスリン粉	50%
11.02		穀粉 (小麦粉およびメスリン粉を除く)	
	1102.20.00	メイズ(トウモロコシ粉)	50%
	1102.90.10	米粉	75%または345 ドル/ト
			ンのいずれか高い方
17.01		サトウキビ糖またはビート糖および化学的に純粋なショ糖(固形に限る)	
	1701.12.10	てん菜糖(乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が検糖計の読み	100%または 460 ドル/
		で 98.5 度未満に相当するもの)	トンのいずれか高い方
	1701.12.90	その他	100%または 460 ドル/
			トンのいずれか高い方
	1701.13.10	サトウキビ糖(乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が検糖計の	100%または 460 ドル/
		読みで 69 度以上 93 度未満に相当するもの)	トンのいずれか高い方
	1701.13.90	その他	100%または 460 ドル/
			トンのいずれか高い方
	1701.14.10	その他のサトウキビ糖(乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が	100%または 460 ドル/
		検糖計の読みで 98.5 度未満に相当するもの)	トンのいずれか高い方
	1701.14.90	その他	100%または 460 ドル/
			トンのいずれか高い方

	1701.91.00	香味料または着色料を加えたもの	100%または 460 ドル/
			トンのいずれか高い方
	1701.99.10	その他のもの(氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの)	100%または 460 ドル/
			トンのいずれか高い方
	1701.99.90	その他	100%または 460 ドル/
			トンのいずれか高い方
52.08		綿織物(綿の重量が全重量の 85%以上で、重量が 1 平方メートルにつき 200	
		グラム以下のものに限る)	
	5208.51.10	カンガ、キテンゲ、キコイ (平織りのもので、重量が 1 平方メートルにつき 100	50%
		グラム以下のもの)	
	5208.52.10	カンガ、キテンゲ、キコイ (平織りのもので、重量が 1 平方メートルにつき 100	50%
		グラムを超えるもの)	
52.09		綿織物(綿の重量が全重量の 85%以上で、重量が 1 平方メートルにつき 200	
		グラムを超えるもの)	
	5209.51.10	カンガ、キテンゲ、キコイ(平織りのもの)	50%
52.10		綿織物(綿の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分	
		が人造繊維のもののうち、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のも	
		のに限る)	
	5210.51.10	カンガ、キテンゲ、キコイ(平織りのもの)	50%

	綿織物(綿の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分 	
	が人造繊維のもののうち、重量が1平方メートルにつき 200 グラムを超える	
	もの)	
5211.51.10	カンガ、キテンゲ、キコイ(平織りのもの)	50%
	その他の綿織物(重量が1平方メートルにつき 200 グラム以下のもの)	
5212.15.10	カンガ、キテンゲ、キコイ(なせんしたもの)	50%
5212.25.10	カンガ、キテンゲ、キコイ(なせんしたもの)	50%
	合成繊維の短繊維の織物(合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%未満のも	
	ののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルに	
	つき 170 グラム以下のものに限る)	
5513.41.10	カンガ、キテンゲ、キコイ(ポリエステルの短繊維で平織りのものに限る)	50%
	合成繊維の短繊維の織物(合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%未満のも	
	ののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルに	
	つき 170 グラムを超えるもの)	
5514.41.10	カンガ、キテンゲ、キコイ(ポリエステルの短繊維で平織りのものに限る)	50%
	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類	
6211.42.10	カンガ、キテンゲ、キコイ(綿製のもの)	50%
6211.43.10	カンガ、キテンゲ、キコイ(人造繊維製のもの)	50%
6211.49.10	カンガ、キテンゲ、キコイ(その他の紡織用繊維製のもの)	50%
	5212.15.10 5212.25.10 5513.41.10 5514.41.10 6211.42.10 6211.43.10	5211.51.10 カンガ、キテンゲ、キコイ(平織りのもの) その他の綿織物(重量が1平方メートルにつき 200 グラム以下のもの) 5212.15.10 カンガ、キテンゲ、キコイ(なせんしたもの) 5212.25.10 カンガ、キテンゲ、キコイ(なせんしたもの) 合成繊維の短繊維の織物(合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき 170 グラム以下のものに限る) 5513.41.10 カンガ、キテンゲ、キコイ(ポリエステルの短繊維で平織りのものに限る)合成繊維の短繊維の織物(合成繊維の短繊維の重量が全重量の 85%未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき 170 グラムを超えるもの) 5514.41.10 カンガ、キテンゲ、キコイ(ポリエステルの短繊維で平織りのものに限る)トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類 6211.42.10 カンガ、キテンゲ、キコイ(綿製のもの)

## ケニア貿易管理制度/輸入管理その他

63.02		ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン	
	6302.21.00	綿製のもの	50%
	6302.31.00	綿製のもの	50%
	6302.51.00	綿製のもの	50%
	6302.91.00	綿製のもの	50%